

尾瀬ネイチャーラーニング補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 群馬らしい学びにより始動人の輩出を目指すとともに、群馬の魅力を広く県内外に向けて発信することを目的として、尾瀬及び芳ヶ平湿地群の自然環境や観光資源の魅力を生かした学びと体験により、群馬県内外の小中学校等が実社会での課題解決に生かす教科横断的なSTEAM教育を実践する場合、又は、群馬県内外の社会教育関係団体が主催し、小中学生が実社会での課題の解決策について主体的に考える活動を実施する場合、群馬県知事（以下「知事」という。）はその経費の一部に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において「補助対象事業」とは、補助金の交付対象となる事業をいう。
- 2 この要綱において「補助事業者」とは、補助対象事業を実施するものをいう。
 - 3 この要綱において「補助対象経費」とは、補助金の交付対象となる経費をいう。
 - 4 この要綱において「小中学校等」とは、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）、特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）をいい、学校設置会社により設置された学校は含まない。
 - 5 この要綱において「小中学生」とは、前項の小中学校等に在学する児童又は生徒をいい、学校設置会社により設置された小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）、特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）に在学する児童又は生徒を含む。
 - 6 この要綱において「社会教育関係団体」とは、社会教育法（昭和24年法律第207号）第13条の規定により補助金の交付を受ける社会教育関係団体又はその団体に加盟する社会教育関係団体であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
 - (1) 組織体制等が明らかな規約等を有すること。
 - (2) 事業を適正に執行できる体制及び能力があると認められること。
 - (3) 会計経理が明確であること。

(補助対象者等)

第3条 補助対象事業、補助事業者、補助対象経費及び補助金額は、別表のとおりとする。

2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

3 補助事業者は、自己又は自社の役員等及び被雇用者が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 出入国管理及び難民認定法による不法就労者

(2) 出入国管理及び難民認定法による不法就労を助長する者

(交付申請)

第4条 規則第4条の規定によりこの補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)を、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定前の着手)

第5条 事業の着手は、原則として規則第5条第1項に規定する補助金の交付決定を受けた後に行うものとする。ただし、やむを得ない事情により交付決定を受ける前に着手する必要があるときは、事前着手届出(様式第2号)を知事に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 知事は、補助金の交付申請があったときは、審査の上、交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

(変更等承認申請)

第7条 補助事業者は、次に掲げる補助対象事業の変更について知事の承認を受けようとするときは、規則第9条第1項の規定に基づき、変更等承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の計画の変更
- (2) 補助対象経費の変更
- (3) 補助対象事業の中止又は廃止
- (4) その他知事が必要と認める事項

2 規則第9条第1項第1号に規定する「知事があらかじめ認める軽微なもの」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象経費の配分の変更で、その割合が20%を超えない場合
- (2) 補助対象経費の減額で、その割合が20%を超えない場合

(目的外使用の禁止)

第8条 この補助金は、別表に掲げる補助対象経費以外に使用してはならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、規則第11条の規定に基づき、補助事業完了後遅滞なく、実績報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(調査)

第10条 知事は、規則第18条の規定に基づき、必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は職員をして必要な調査をさせることができる。

2 補助事業者は、前項の報告の徴取又は調査に協力しなければならない。

(その他)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助対象事業等の遂行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。